

岩手県医療局管理規程第4号

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程

医療局臨時職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 医療局に勤務する臨時又は非常勤の職員（以下「臨時職員」という。）の就業に関しては、この規程の定めるところによる。</p> <p>(服務)</p> <p>第4条 臨時職員の服務については、医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号。以下「企業職員就業規則」という。）第2条、第4条から第17条まで、第17条の4（非常勤の職員を除く。）、第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 医療局に勤務する臨時又は非常勤の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>以下「臨時職員」という。）の就業に関しては、この規程の定めるところによる。</p> <p>(服務)</p> <p>第4条 臨時職員の服務については、医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号。以下「企業職員就業規則」という。）第2条、第4条から第17条まで、<u>（第8条にあっては、非常勤の職員を除く。）</u>、第17条の4（非常勤の職員を除く。）、<u>第17条の5</u>、第19条、第21条及び第22条の規定を準用する。</p>
2	<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第3号、第4号、第5号、第13号又は第17号に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。ただし、第5号の場合における特別休暇の期間は、5日の範囲内の期間とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第3号、第4号、第5号、第13号又は第17号に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。ただし、第5号の場合における特別休暇の期間は、5日の範囲内の期間とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>裁判員</u>、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月21日から施行する。